監督命令

平成２３年（再）第２７号
神奈川県横浜市青葉区新石川２丁目22番地46
再生債務者　橋口　貢一
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区麹町２丁目４番地麹町鶴屋八幡ビル９階　巻之内・上石法律事務所　弁護士　上石　奈緒
平成23年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第２６号
東京都北区東十条２丁目14番14号
再生債務者　ＢＭオーディオジャパン株式会社
１　決定年月日時　平成23年４月７日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月13日から平成23年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第６号
名古屋市中区錦２丁目４番３号
再生債務者　株式会社ハギワラシスコム
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月１日から平成23年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２２年（再）第６号
名古屋市名東区亀の井１丁目133番地　高針荘Ａ棟201号
再生債務者　塚家　豊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２０年（再）第１８号
東京都台東区東上野３丁目37番９号
再生債務者　エム・ジー・エス・ジャパン株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２５９号
東京都港区芝５丁目10番５号　入山ビル２階
再生債務者　株式会社ルール
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区五番町５番地５ＫＤＸ五番町ビル３階　みずき総合法律事務所　弁護士　武田　康
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２０号
愛知県常滑市西之口１丁目60番地
再生債務者　クラフトインダストリー株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区錦１丁目20番８号カーニープレイス名古屋伏見ビル７階　西脇法律事務所　弁護士　西脇　明典
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年４月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第６号
北海道苫小牧市字沼ノ端927番地の36
再生債務者　西山　章仁
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第８号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目18番８号
再生債務者　櫻田もも子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第６号
千葉県勝浦市興津852番地４　ブルースカイ勝浦906号
再生債務者　山口　久
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２３年（再イ）第６号
千葉県君津市南子安３丁目５番25号　201
再生債務者　馬込　優児
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再イ）第１４号
千葉県東金市下武射田888番地22
再生債務者　成川　学
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月13日から平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第９号
相模原市中央区中央２丁目５番７号　ナチュラル相模原101号
再生債務者　笹垣　博志
１　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第４０号
愛知県瀬戸市萩山台２丁目80番地
再生債務者　船戸　高
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２７号
愛知県岡崎市仁木町字年重50番地７
再生債務者　北村　智之
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月13日から平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２２年（再イ）第５１号
愛媛県松山市朝生田町２丁目12番14号
再生債務者　岩市　誠
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月16日まで
松山地方裁判所

平成２２年（再イ）第５２号
愛媛県松山市朝生田町２丁目12番14号
再生債務者　岩市　洋子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月16日まで
松山地方裁判所